

次世代育成支援対策に関する提言

平成18年5月16日

全 国 知 事 会

次世代育成支援対策に関する提言

少子化の進行に歯止めがかからない中、次世代育成支援対策は、私たちの社会を次代につないでいくという観点から、焦眉の急ともいえるべき課題となっている。中でも、自らの選択により仕事と子育てが両立でき、若い世代が子どもを生み育てることに夢を持てる社会をつくっていくことは、現在の問題としても最も優先度が高いものである。

次世代育成支援対策には、何か一つを実施すれば良いという特効薬のような施策はなく、あらゆる分野での取組を総合的に進めていくことが必要である。特に、我が国の人口構造上、第2次ベビーブーム世代が30代前半となっている今こそ、目に見える形での対策の強化が求められる。

こうした観点から、全国知事会では、次世代育成支援対策特別委員会を設置し、それぞれの都道府県で、男女共同参画の視点に立ちながら、次世代育成支援対策に強力に取り組んでいく決意を改めて確認した。同時に、全都道府県に行ったアンケートで出された600件を超える意見等を基に協議を行い、今般、国への提言を取りまとめたものである。

国、企業、そして社会全体における次世代育成支援の取組を進めるよう、下記の三つの取組を「骨太の方針 2006」などに十分反映させ、早急の実施するよう強く求める。

記

1. 社会保障給付費における児童・家族関係給付の充実

現在の社会保障給付費(平成15年度)は、高齢者関係が70.4%であるのに対し、児童・家族関係は3.8%に過ぎない。

高齢者関係給付費と児童・家族関係給付費の比率の見直しなど既存の支出の見直しを行うとともに、新たな財源も含めた検討を行い、子どもを生み育てることについての経済的支援や、すべての親子を対象とした子育て支援サービスなど、子ども・子育て家庭に対する支援を大幅に強化すること。

2．企業における働き方の見直しの促進

出産により退職する女性が約7割いる一方、男性の育児時間は諸外国の中でも最低の水準にあるなど、「仕事か子どもの二者択一」が解消されたとは言い難い状況にある。

男性も女性も仕事と子育てが両立できるよう、企業における働き方の見直しや従業員への支援が進むような施策を強化するとともに、育児休業が取りやすい仕組みづくりや多様な勤務形態の普及、再就職の支援など、出産・子どもの成長にあわせた多様な働き方が自らの選択によりできるよう雇用環境の改善を図ること。

3．子育てについてのポジティブ・キャンペーンや国民運動の展開

次世代育成支援対策については、子育てをマイナスイメージで捉えるのではなく、結婚・出産・子育ての意義・素晴らしさを社会全体で共有していくとともに、あらゆる主体の参加と連携により取り組んでいく必要がある。

子どもを生み育てることについてのポジティブ・キャンペーンや、あらゆる主体が次世代育成支援に参加する国民運動等の機運づくりを展開すること。

次世代育成支援対策として実施すべき施策

以下は、三つの取組に関して実施すべき具体的な施策について取りまとめたものである。

1．社会保障給付費における児童・家族関係給付の充実

(1) 子どもを持つことが大きな不利とならないよう、経済的支援の充実を図る。

ア．子育て家庭に対する手当の充実、特に乳幼児期の手当の充実を国費により図るとともに、育児休業中の所得保障の充実を図ること。あわせて、所得税の税額控除制度の新設など、子育て支援税制を実施すること。

イ．不妊治療費、妊産婦健診費及び妊娠出産費への助成拡大又は医療保険適用、乳幼児医療費の負担軽減、並びに多子世帯等に対する保育料の軽減を図ること。あわせて、現物給付方式により乳幼児医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担金の減額措置を廃止すること。

ウ．奨学金制度を拡充するとともに、奨学金の返還金を所得税の所得控除とするなど、子どもが教育を受ける期間に係る費用の負担を軽減すること。

(2) すべての親子を対象とした子育て支援サービスの充実を図る。

ア．多様な保育サービスや放課後児童クラブ、つどいの広場や地域子育て支援センターなど、子育て支援サービスの充実を図るための予算を大幅に増やすこと。

イ．放課後児童クラブの運営の基準づくりなど、子育て支援サービスの質の向上のための施策を行うこと。

ウ．保育所と幼稚園、放課後児童クラブとすべての小学生を対象とした地域子ども教室など、福祉施策と教育施策とで対象者が重なっており、地域の実情に応じて総合的な施策の展開が図れるよう見直しを行うこと。また、子育て支援の施設と高齢者や障害者の施設の複合化を推進すること。

(3) 次代の親となる子どもたちを健やかに育てる。

ア．産科、小児科医の確保や子どもの安全対策の強化など、子どもが健やかに育つ環境づくりを進めること。

イ．中高生の頃から、子ども・子育てや命の大切さを学ぶようにするとともに、乳幼児との触れ合いの機会を増やすなど、次代の親育ての取組を進めること。

2．企業における働き方の見直しの促進

(1) 「仕事か子どもの二者択一」の解消に向け、働き方の見直しを進める。

ア．企業において働き方の見直しや従業員への支援が進むよう、子育て支援に積極的な企業に対する法人税の優遇措置の創設、一般事業主行動計画の策定義務の300人以下の企業への拡大、及び行動計画の公表義務付けを行うこと。

イ．21世紀職業財団の助成金の財源枠の拡大、要件緩和や手続きの見直しなど中小企業等への助成制度を充実すること。

ウ．地位・身分の保障や職場復帰の円滑化など育児休業が取りやすい仕組みづくり、短時間勤務の普及、働き方に見合った均衡処遇の推進、再就職の支援など、出産・子育てにあわせた多様な働き方ができるよう雇用環境の改善を図ること。

エ．男性に特化した育児休業制度の導入の検討など、男性の働き方の見直しを促進すること。

オ．国と地方の労働行政の情報の共有化、役割分担の見直しを行うこと。

(2) 家庭を築く基盤づくりとして、若者の就労支援の強化を図る。

ア．勤労観・職業観の育成、就労支援の強化、ニート・フリーター対策など、若者の経済的自立を促し、未婚化・晩婚化の要因の解消を図ること。

3．子育てについてのポジティブ・キャンペーンや国民運動の展開

ア．子どもを生き育てることについてのポジティブ・キャンペーンや、結婚についての国民的関心を惹起するための取組を行うこと。

イ．あらゆる主体が次世代育成支援に参加する国民運動等の機運づくりを展開すること。